

## 富士宮市建設工事成績評定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市建設工事検査規程(平成20年富士宮市規程第3号。)に基づく成績評定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (成績評定の対象)

第2条 工事成績の評定の対象とする工事は、一件の請負代金額(変更があった場合は変更後の金額)が130万円を超える工事とする。ただし、解体工事、維持・修繕工事等で、市長が成績評定に適さないと認めた場合は除くことができる。

### (評定者)

第3条 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員並びに総括監督員及び担当監督員とする。

### (成績評定の時期)

第4条 成績評定の時期は、検査員にあっては検査を実施したとき、総括監督員及び担当監督員にあっては工事が完成したときとする。

### (成績評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の評定は、別に定める富士宮市土木工事成績評定基準(平成25年3月14日副市長決裁)または富士宮市建築・設備工事成績評定基準(平成25年3月14日副市長決裁)によるものとする。

### (成績評定の修正)

第6条 評定者は、評定の結果を通知後、成績評定を修正する必要があると認めたときは、成績評定の修正を行うとともに直ちにその内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なくその報告に係る工事の受注者に対して、修正の評定結果を完成検査結果修正通知書により通知するものとする。

### (成績不良工事の報告)

第7条 検査員は、工事成績が64点以下となった場合は、成績不良

工事報告書を富士宮市建設事業審議委員会委員長に提出するものとする。

(説明及び再説明請求)

第8条 評定結果に対し不服がある者は、説明及び再説明を求めることができる。

2 説明請求方法等は、別に定める。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。